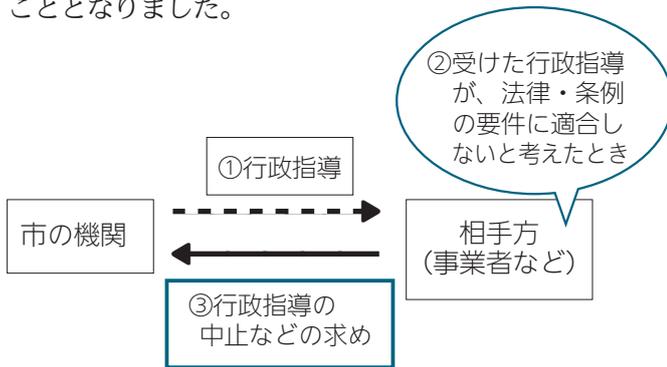


行政指導等に関する制度が改正されます

変更の主な内容は、次のとおりです。

●行政指導の中止などの求め

法令または条例等に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠が法律または条例に置かれているものに限ります）の相手方は、その行政指導が法律または条例の要件に適合しないと考えるときは、市の機関に対して、行政指導の中止などを求めることができますこととなりました。

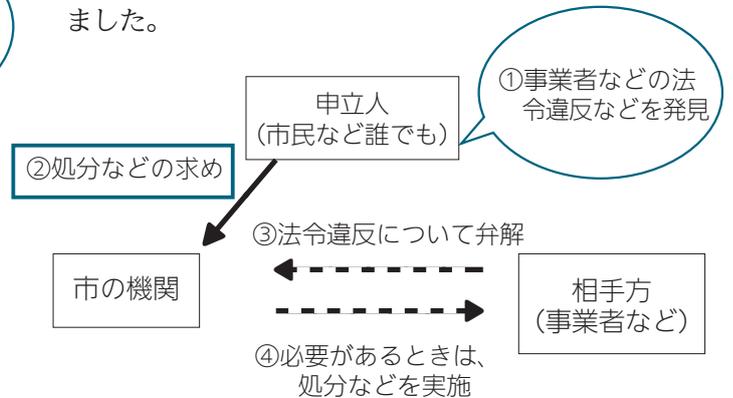


●その他

行政指導に携わる者が、行政指導をする際に許認可などに関する権限を行使し得る旨を示すときは、相手方に対してその根拠を示さなければならないこととされました。

●処分などの求め

何人も、法令または条例等に違反する事実がある場合に、その是正のためにされるべき処分（その根拠が条例等に置かれているものに限ります）または行政指導（その根拠が法律または条例に置かれているものに限ります）がされていないと考えるときは、その処分または行政指導をする権限を有する市の機関に対し、処分または行政指導を求めることができますこととなりました。



問合せ 行政課 (☎983-2618、✉gyousei@city.mishima.shizuoka.jp)

過去最多の調査員が必要となる調査です 調査にはあなたのチカラが必要です

平成27年国勢調査の調査員を募集します

10月1日、5年に1度の国勢調査が実施されます。国勢調査は、市内にお住まいのすべての人（約45,000世帯、約112,000人）が調査対象となる、国の最も重要な統計調査です。市では、20歳以上の人で、調査票の配布・回収、世帯への説明などの調査業務に、理解と熱意を持って携わっていただける、604人の国勢調査員（非常勤の国家公務員）を募集します。

主な仕事の内容とスケジュール

	とき	内容
1	8月下旬	調査員説明会への出席
2	9月上旬	担当調査区の現地確認
3	9月中旬～下旬	調査協力依頼・調査票の配布
4	10月上旬	調査票の回収・点検・整理
5	10月中旬	市への調査票の提出

担当世帯数 1 調査区50～70世帯程度

※2 調査区を担当していただくこともあります。

報酬 1 調査区約30,000円から40,000円程度

※調査区数、世帯数により金額が異なります。



申込み・問合せ 政策企画課 (☎983-2616)

あなたの意見をまちづくりに反映してみませんか

女性まちづくり講座受講生を募集します

女性から見た身近な地域の課題を解決する提案をグループで作りながら、意識の向上やプレゼンテーション力を身につけていく連続講座を開催します。これからの「三島」を考えながら、自分自身のステップアップ、スキルアップを図ってみませんか。

日程（H27年度予定）

回	とき	内容
1	6月22日(月) 午前9時30分～正午	市について学び市の課題を考える・男女共同参画の視点を持って審議会委員として活躍するためには
2	7月24日(金) 午前9時30分～正午	課題の洗い出し
3	10月下旬	調査分析の検討
4	平成28年1月中旬	調査分析のまとめ
5	平成28年2月中旬	中間発表と市長との意見交換会

ところ 市民活動センター会議室（本町タワー4階）

対象 20～50代くらいの市内在住の女性で全5回（1年につき）出席できる人※2年間で政策提言を作成するため、できる限り2年間続けられる人

定員 20人（先着順・要事前申し込み）・参加無料

講師 日詰一幸さん（静岡大学人文社会科学部法学科教授）

無料託児 生後6カ月から就学前の幼児（定員8人）

申込み・問合せ 6月1日(月)までに電話・FAX・メールのいずれかで政策企画課（☎983-2616、FAX976-3155、✉seisaku@city.mishima.shizuoka.jp）へ

●女性まちづくり講座受講生の政策提案が市の施策に反映された例

【1期生】女性就労支援相談窓口開設など

【2期生】子育て中の母親などによる出張保育グループの育成と活動支援など



昨年度の講座の様子

平成26年度で終了

市によるスズメバチの巣の駆除業務は終了しました

平成27年4月1日から、蜂の巣の駆除は、市では行いませんので、建物や敷地内に作られた蜂の巣の駆除は、所有者または管理者が自らの責任において取り除くか、専門業者に有料で駆除を依頼してください。

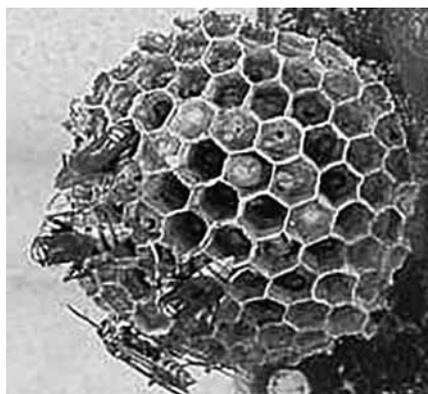
蜂には、ミツバチ類、アシナガバチ類、スズメバチ類などの種類があります。このうち、スズメバチ類は、攻撃性や毒性が強く刺された場合、人命にかかわる事故となる可能性もあります。市内で多く相談がある蜂は、アシナガバチ類とスズメバチ類です。アシナガバ

チ類は、比較のおとなしく、巣を刺激しない限り攻撃してくることはありませんが、通行人などに被害をおよぼすような所に営巣しているものは、駆除が必要です。スズメバチ類は、特に攻撃性が強いので、ご自身で駆除することは、非常に危険です。専門業者に駆除を依頼してください。専門業者がわからないときは、生活環境課にお問い合わせください。

問合せ 生活環境課（☎971-8993）



▲ボール状で縞模様のスズメバチの巣



▲傘状で六角形の穴がたくさんあるアシナガバチの巣

蜂の巣の駆除業者の方へ

市では、ホームページで紹介する蜂の巣の駆除業者を探しています。

希望する業者（個人でも可）は、生活環境課までご連絡ください。